

仕事の情報・支援制度

● ゆりはまで農業

農業を始めるには、準備が大切です。しっかり調べて、焦らず相談して、一緒に考えましょう。
まずにご相談ください。

相談窓口 湯梨浜町産業振興課 電話 0858-35-5384

① まずは体験制度の活用をお勧めします。

農業体験制度概要

研修の種類	内 容	実施主体
就農体験研修	栽培、飼養の農作業体験	鳥取県立農業大学校
農業視察研修	農家、農業生産法人の視察（日帰り、1泊2日）	公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構
農家視察訪問研修	先進農家等の視察訪問、農作業体験、個別相談など	

※研修の日程・募集については実施主体にお問い合わせください。

鳥取県立農業大学校

〒682-0402 倉吉市関金町大鳥居1238

電話 0858-45-2411 FAX 0858-45-2412

(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構

〈鳥取本部〉

〒680-0011 鳥取市東町1丁目271（県庁第二庁舎）

電話 0857-26-8349 FAX 0857-29-4867

ホームページ <https://www.t-agri.com/ninaitekiko/>

E-mail tnk@t-agri.com

② その後は研修にチャレンジ

研修制度概要

研修の種類	内 容	実施主体
アグリチャレンジ科	公共職業訓練として、4カ月間、農業の基礎知識のほか、実践に活かせる基本技能を習得	鳥取県産業人材育成センター倉吉校 (訓練場所は鳥取県立農業大学校)
スキルアップ研修	主として農業後継者が、就農品目について、一連の管理作業を自力で行う「模擬経営」を体験	鳥取県立農業大学校
アグリスタート研修事業	集合研修：経営者としての心構え、農村での暮らし、農業の基礎等必須事項の習得 実務研修：研修指導農家での実践農業技術、経営ノウハウの習得	公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構
親元就農促進支援交付金	認定農業者等の後継者が親の経営に従事しながら親元で行う就農研修に対して最長2年間、月額10万円を交付	町

③いよいよ起業 各種助成制度の活用を

事業名	事業の内容	事業費・実施期間
【旧 農業次世代人材投資資金（経営開始型）】 新規就農者育成総合対策	経営開始資金 新たに経営を開始する49歳以下の町・県が認定した新規就農者に資金助成	150万円／年を最長3年間
	就農準備資金 県が認定する研修期間で研修する49歳以下の研修生に資金助成	150万円／年を最長2年間
	経営発展支援 新たに経営を開始する49歳以下の町・県が認定した新規就農者に機械・施設等の導入支援	機械・施設等の導入500万円（対象事業費上限）の4分の3を支援
就農応援交付金	認定新規就農者に対し、就農初期に係る運転資金、基盤整備費などに活用できる交付金を交付 上限額 1年目 10万円／月 2年目 6.5万円／月 3年目 4万円／月	上限246万円 （3年間）
就農条件整備事業	新規就農者の就農時および就農から5年以内に必要な機械、施設を新規就農者が整備する場合に助成	上限1,600万円 就農時から5年以内
担い手ステップアップ支援事業	担い手農家（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織）とともに担い手農家候補者になり得る中高年層、中規模農家に対して支援。	①就農奨励金 就農3年以内の対象者に対し定額30万円 支援対象者：準認定新規就農者 ②新規就農者住宅家賃補助 町外から転入する就農者が賃貸住宅に住む場合、その家賃の一部を助成 月額2万円、最大2年間 支援対象者：認定新規就農者、準認定新規就農者 ③中古農業機械導入補助 中古農業機械の導入費用の一部を助成 補助率 1/3以内 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織 10万円～50万円 準認定農業者、準認定新規就農者 10万円～30万円 ④農業機械修理補助 農業機械の修理に要する経費の一部を助成 補助率1/3以内 集落営農組織 5万円～30万円 その他対象者 5万円～25万円 支援対象者：認定農業者、認定新規就農者、準認定農業者、準認定新規就農者、集落営農組織

※認定新規就農者・準認定農業者・準認定新規就農者の要件、就農応援交付金・就農条件整備事業の交付額、交付期間などについては相談窓口へお問い合わせください。

※新規就農者育成総合対策と就農応援交付金の二重受給はできません。それぞれの給付要件については相談窓口へお問い合わせください。

●ゆりはまで起業

空き店舗などを活用した開業を支援

「湯梨浜町チャレンジショップ支援奨励金」

地域に根ざした特色あるショップ開業者、起業者などを支援するため、町内の空き店舗などで新たにお店を開こうとする人を対象に、空き店舗などへ入居する場合の賃借料（住居部分を含む）の一部を奨励金として交付します。

創業や販路開拓などの取り組みを支援

「湯梨浜町創業・販路開拓支援事業補助金」

商工団体や金融機関などの認定経営革新等支援機関の指導を受けながら、創業や販路開拓などに取り組む人を対象に、対象経費の一部を補助金として交付します。

①創業・新しい分野への進出のための事業 補助率1/2（上限50万円）

②販路開拓のための事業 補助率1/2（上限25万円）

※事業継承に伴う事業と認められる場合は補助率2/3

相談窓口 湯梨浜町産業振興課 電話 0858-35-5383

●鳥取県で就職

スマホ・携帯・パソコンで求人情報をゲット！

○とっとり仕事★定住人材バンクシステム

鳥取県に就職したい、帰りたいという人ならどなたでも登録OK

相談窓口 公益財団法人 ふるさと鳥取県定住機構 電話 0857-24-4740

○鳥取県立ハローワーク

鳥取県内・東京・大阪の拠点やふるさと鳥取県定住機構と連携してサポート
ホームページ <https://www.tori-hello-w.jp/>

相談窓口 県立東京ハローワーク 電話 03-6280-6951

県立関西ハローワーク 電話 06-6346-1786

